

### 公的研究費における不正防止計画

本学では、公的研究費における不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、不正発生要因を把握し、具体的な不正防止計画を以下のとおり策定する。

#### 1. 責任体系の明確化

不正発生要因	防止計画
組織のガバナンスが機能しない。	最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者を定め、責任を明確化する。

#### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正発生要因	防止計画
研究費の使用に関するルールが理解されていない。	明確な統一ルールを定め、使用ルール等のマニュアルを作成し、周知することにより、適正運用の徹底を図る。
コンプライアンスに対する意識が希薄である。	コンプライアンス教育を実施し、意識の向上を促す。
公的研究費が税金によってまかなわれていることに対する意識が欠如している。	法令及び関係ルールを遵守する旨の誓約書を提出させる。
不適切な経費執行も研究のためなら許されるという意識がある。	不正使用と認められた場合は氏名を公表し、厳しく処分する。

#### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	防止計画
不正発生要因を把握できない。	不正には複数の要因に係る可能性があることに留意し、研究者及び各学部・研究科等の実務担当者との連絡を密にする。内部監査の結果や不正使用事案の調査から不正発生要因の把握、不正防止計画の整備、必要に応じて計画の見直しを行う。

#### 4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	防止計画
予算執行が年度末に偏る。	研究計画に基づき、定期的に予算管理状況を確認し必要に応じて改善を求める。正当な理由による執行の遅れは、繰越制度の活用を勧める。
取引業者と研究者が必要以上に密接な関係を持つことが不正取引に発展する。	取引額の大きい業者に、不正取引に協力しない旨の誓約書を提出させる。取引業者には不正対策に関する本学の方針及びルールを周知徹底する。
不正な出張を防止できない。	宿泊先や用務先の出張報告書への記載を義務付ける。宿泊費の支給を伴う出張では、出張報告書に宿泊の事実を証明する書類の提出を義務付ける。
研究者の出張計画の実行状況把握が不十分	事務部門が研究者の出張計画の実行状況等を把握・確認できる体制を整える。研究者の出張計画の実行状況等の把握・確認については、用務内容・訪問先・宿泊先・面談等が確認できる報告書等の提出を求める。重複受給がないかなども含め、用務の目的や受給額の適切性を確認し、必要に応じて照会や出張の事実確認を行う。
架空伝票による納品や預け金を防止できない。	10万円以上の物品等の発注及び納品時の検収を事務部門が実施する。
換金性の高い物品の管理が不十分	パソコン等の換金性の高い物品を含む用品について台帳管理を徹底するとともに、定期的に抜き打ち検査を行うことで管理状況のモニタリングを行う。
研究と直接関係ないと疑われる経費支出がある。	疑義が生じた経費申請については、研究者に使用目的を確認する。
カラ謝金を防止できない。	出勤簿や業務報告書によって事務部門が勤務状況等の事実を確認し、本学が直接、業務従事者へ支弁する。

#### 5. 情報発信・共有化の推進

不正発生要因	防止計画
研究費の使用に関するルール等について、機関内外からの相談、告発を受け付ける窓口がない。	学術情報部学術研究支援課が窓口となり、適正な研究費使用について指導・助言し、不正行為等の告発を受け付ける。

## 6. モニタリングの実施

不正発生要因	防止計画
モニタリング体制の整備が不十分である。	法人監査室によるモニタリング及び内部監査を受け、適正な業務執行に努める。